

議案第19号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の固定資産評価審査委員の項及び選挙管理委員の項中「7,800円」を「7,900円」に、同表の法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員の項及び条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員の項中「5,200円」を「5,300円」に、同表の地区公民館長の項中「17,000円」を「17,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。